

○新見市移住支援金交付要綱

令和元年12月9日

告示第90号

改正 令和2年3月31日告示第63号

令和3年4月30日告示第102号

令和4年6月17日告示第104号

令和5年3月31日告示第39号

(趣旨)

第1条 この告示は、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市に移住した者であって、中小企業等への就職又は起業等をした者に対し、東京圏から本市への移住の促進及び本市における就労者の確保を図り、もって本市の人口減少の防止と地域経済の活性化に資することを目的として、予算の範囲内において新見市移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することに関し、新見市補助金等交付規則（平成17年新見市規則第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 移住支援金の対象者は、第1号に掲げる要件に該当し、かつ、第2号から第5号までに掲げる要件のいずれかに該当する者とする。なお、対象者を含む2人以上の世帯として申請する場合は、第6号の要件も満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次のアからウまでに掲げる要件に全て該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる要件に全て該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏内の条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（被用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏内の条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。

(ウ) ただし、東京圏内の条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる要件に全て該当すること。

(ア) 申請者が、デジタル田園都市国家構想交付金の交付決定がされた後であって、岡山県及び本市において、移住支援事業の詳細が公表された後に、本市に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、本市に転入後3箇月以上1年以内であること。

(ウ) 本市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる要件に全て該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人であること、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 市長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げる要件に全て該当すること。

ア 就業先が、岡山県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載した求人を行う法人であること。

イ 就業者にとって3親等以内の親族関係にある者が代表者、取締役などの経営を担う職務を行っている法人への就業でないこと。

ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人として登録された法人に就業し、申請時において連続して3箇月以上在職していること。

エ 求人への応募日が、マッチングサイトにアの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

オ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 専門人材に関する要件

次のアからエまでに掲げる要件に全て該当すること。

ア 岡山県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業又は国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就職したものであること。

イ 事業主との間で勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約を締結しており、かつ、申請時において連続して3箇月以上在職していること。

ウ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

エ 第2号オ及びカの要件を満たしていること。

(4) テレワークに関する要件

次のアからエまでに掲げる要件に全て該当すること。

ア 事業主からの命令、指示等によるものでなく、自己の意思によりテレワークによる就労を開始したものであること。

イ 転入後の住所を生活の本拠とし、転入の前からの事業主の業務に引き続き従事するものであること。

ウ 個人事業主としての就労でないこと。

エ デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))

又はその前歴事業を活用した取組の中で、事業主から資金提供を受けていないこと。

(5) 起業に関する要件

岡山県地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく起業支援金(以下「起業支援金」という。)の交付決定を受けており、かつ申請日において当該交付決定の日から1年を経過していないこと。

(6) 世帯に関する要件(2人以上の世帯として申請する場合のみ)

次に掲げる要件に全て該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、デジタル田園都市国家構想交付金の交付決定がされた後であって、岡山県及び本市において移住支援事業の詳細が公表された後に、本市に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において本市に転入後3箇月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付申請)

第4条 移住支援金の交付を受けようとする者は、新見市移住支援金交付申請書(様式第1号)、新見市移住支援金の交付申請に関する誓約書及び同意書(様式第1号別紙)、就業証明書(対象者要件により様式第2-1号から様式第2-3号のいずれか)及び本人確認書類に加え、第3条第1号の要件を満たし、かつ、同条第2号から第5号のいずれかの要件に該当し、2人以上の世帯として申請をする場合にあっては第6号の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、新見市移住支援金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(移住支援金の交付)

第6条 前条の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに新見市移住支援金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、交付決定者に対し、第4条の申請から3箇月以内に移住支援金を交付するものとする。

(交付決定通知書の再交付の申請)

第7条 交付決定者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を申請する場合は、移住支援金交付決定通知書再交付願(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(再交付の決定及び通知等)

第8条 市長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに新見市移住支援金交付決定通知書を再発行し、当該通知書の右上部に「再交付」と明記した上で、申請者に交付するものとする。

(報告)

第9条 市長は、移住支援事業の実施状況等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対し必要な報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた交付決定者は、これに協力するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号の定めるところにより移住支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、就業先の企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、市長が認める場合はこの限りでない。

(1) 虚偽の申請等をした場合 全部

(2) 移住支援金の申請日から3年未満で岡山県外へ転出した場合 全部

(3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全部

(4) 起業支援金に係る交付決定を取り消された場合 全部

(5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に岡山県外へ転出した場合 2分の1

(移住支援金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により移住支援金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に移住支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

(有効期限)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和2年3月31日告示第63号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 3 0 日告示第 1 0 2 号）

この告示は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 6 月 1 7 日告示第 1 0 4 号）

この告示は、公布の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 3 月 3 1 日告示第 3 9 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までに、本市に転入した者については、なお従前の例による。